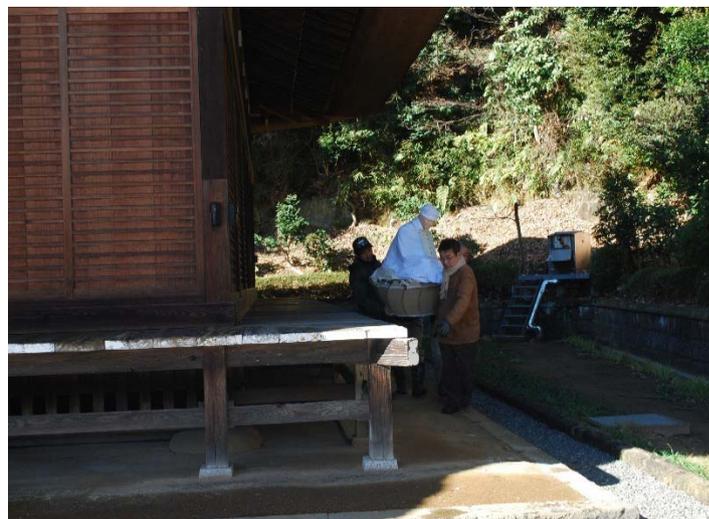


港北消防署インフォメーション

○文化財防火デーに伴う訓練を

1月24日（水）に実施しました。

港北消防署では、「第64回文化財防火デー」の一環として、平成30年1月24日（水）に施設関係者、地域住民、港北消防団と連携し、歴史的遺産である文化財を火災から守るため、新羽町の「西方寺」にて消防訓練を実施しました。



○平成30年

「春の火災予防運動」を実施します。

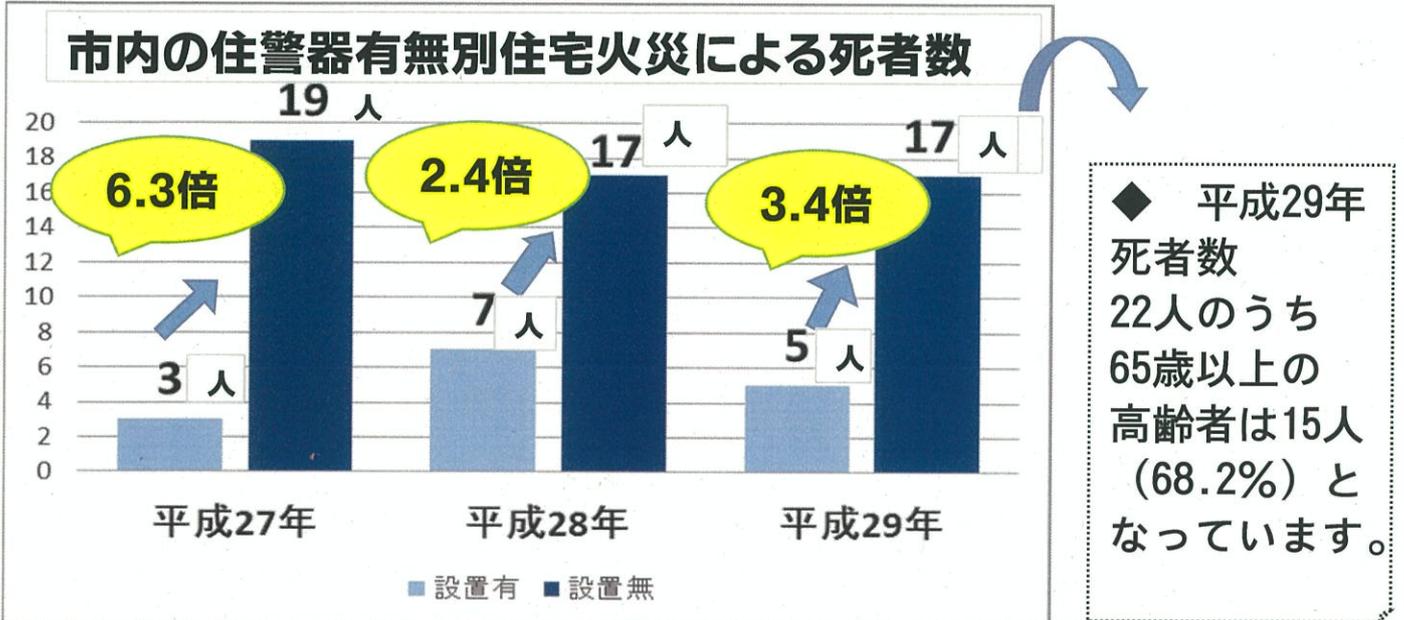
火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防意識の一層の普及啓発を図ることにより、市民自らの行動を促し、火災及び火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的に、平成30年3月1日（木）から7日（水）の間、全国で火災予防運動が実施されます。

港北消防署では、『住宅用火災警報器に関する啓発』、『火災原因上位の出火防止対策の徹底』、『放火されない・放火させない環境づくり』等に関する火災予防広報を実施し、その他にも特別養護老人ホームでの防災指導及び消防訓練等も予定しています。

なお、各自治会・町内会におかれましても、出火防止等の啓発活動等への御協力をお願いいたします。

住宅用火災警報器の重要性!!

◆ 住宅用火災警報器が設置されていない場合に、死者の発生率などが増加する傾向があります。



◆住宅用火災警報器で被害を抑えた事例（港北区区内）

【事例1】

たばこの吸いがらをごみ袋に捨てて就寝し、住宅用火災警報器の鳴動に目が覚めると、ごみ袋が燃えていたので消火した。

【事例2】

コンロに鍋を掛けたまま外出したが、住宅用火災警報器が鳴動し、気付いた隣人が119番通報し、到着した消防隊が消火した。

火災を知らせる

10年を目安として

機器の交換が必要です。

住宅用火災警報器を設置しましょう!!

※問い合わせ先：港北消防署予防課 546-0119